



人工透析をされている方へ



申請時期	利用できる制度内容	申請先	決定時期
透析導入日	特定疾病療養 『特定疾病申請書』 受領証特定疾病の認定を受けると、病院での窓口負担が1万円(所得状況等による)になります	市町村役場 国保係 社会保険事務所	即日
透析導入日	身体障害者手帳 『身体障害者診断書・意見書』 ※身体障害者福祉法15条指定医 人工透析が導入になると、身体障害者 1級に認定されるかもしれません 医療費助成制度等様々な障害福祉サービスが利用できます	市町村役場 障害者福祉	市内 約2週間 市外 約1ヶ月
身体障害者手帳交付日	更生医療 『更生医療要否意見書』※指定医 身体障害者手帳をお持ちの方が、医療を受けることで、障害を軽減、機能の維持を期待できる場合に、医療費が軽減されます(所得状況等により負担上限額あり)※心臓手術は別に申請が必要です	市町村役場 障害者福祉	市町村による
透析導入より 3ヶ月後	障害基礎年金・障害厚生年金 障害等級の1-3級(3級は厚生年金のみ)に該当する20歳以上の方に年金が支給されます	市町村役場 年金係 社会保険事務所	4-6ヶ月程度

手続きに関して説明いたしますので担当部署にご相談ください。